

○松沢成文君 おはようございます。日本維新の会の松沢成文です。

今日、私、立憲民主党の委員の皆さんと図らずも同じテーマで、たばこの問題と美容医療トラブルの問題をやります。

担当大臣、お時間三十分で両方終わりますので、ちょっと順番変えさせていただいて、まず美容医療トラブルの認識から質問させていただきたいと思っておりますので、通告に従ってやりますから、お願いします。

健康や美容への関心が大変高まっている中で、公的な医療保険が適用されない自由診療を提供するクリニックが急増している一方で、トラブルが相次いでおります。

今月十日には、村田委員から質問もありましたが、医療脱毛大手アリシアクリニックが倒産して、負債総額百二十四億円、そして債権者は九万人を超える過去最大級の消費者被害案件となっております。こういう契約トラブルのほかにも、死亡事故など深刻な健康被害も多く発生しているわけです。

私は、こうした背景には、医師以外でも設立できる一般社団法人のクリニックの増加や、あるいは飲食店など他業種の経営者の参入、さらには金目当ての医師の名義貸しを行う事例まで横行しておりまして、専門外の医師が自由診療に流れている実態も指摘されています。

今日、細かく質問していきますが、まず、消費者への重大な被害をもたらしているこうした現状をどのように認識、把握しているのか、消費者担当大臣と厚労省の担当副大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣（伊東良孝君） 松沢委員の御質問にお答えしてまいります。

委員御指摘のとおり、健康や美容に関する消費者の関心は高まっておりまして、美容医療サービスにおける消費者トラブルの未然防止は重要であると思っております。

先ほどもアリシアの話が出たところでありまして、全国の消費生活センター等には二〇二〇年度以降の五年間でこの美容医療による危害情報は約三千二百件寄せられており、こうした情報の一部には一般社団法人によると思われるものも含まれているところであります。

消費者庁といたしましては、引き続き、相談情報等の集約、分析を行うとともに、関係省庁と連携して、美容医療に関する消費者トラブルの防止に資

する周辺啓発を努めてまいりたいと考えております。

○副大臣（仁木博文君） 松沢委員の御質問にお答えします。

先ほど伊東大臣の方もおっしゃいましたけれども、厚生労働省といたしましても、国民の間で美容医療に対する需要が大きく増加する一方で、患者の健康被害を含め、苦情相談も増加しているというふうに承知いたしております。

こうした状況を踏まえまして、本年六月より、美容医療の適切な実施に関する検討会において、美容医療に関する被害を防止し、質の高い医療の提供を行うために必要な対策等について検討を行い、十一月に報告書を取りまとめたところでございます。

この報告書の内容を踏まえまして、国民に適切な美容医療が安全に提供されるよう、今後必要な制度の見直しに、またさらに具体的な対策について検討していきたいと思っております。

○松沢成文君 医師や医療法人ではなくて、一般社団法人が運営して自由診療の美容医療を提供するクリニック、これ急増をしているんですね。今月十日に倒産したこの、今年ですね、アリシアクリニックも、一般社団法人八桜会が約二十店舗運営していたわけです。このように、一般社団法人が運営するクリニックの多くがコロナ禍の前後に設立されて、この五年間で六倍に急増して、その六割以上が美容医療を行っている」と報道されています。

そこで、まず一般社団法人が運営するクリニックの数の推移と、そのうち自由診療で美容医療を行っているクリニックの割合を教えてくださいと思います。

○政府参考人（森真弘君） 一般社団法人の数に関するお尋ねでございます。

一般社団法人が開設する医療機関につきましては、本年一月に各都道府県を対象にアンケート調査を行ったところでございます。四十五の都道府県から回答をいただいております。それによりますと、一般社団法人が開設する医科診療所は令和五年時点で七百八十、平成三十一年と比べて三百九十六ほど増加しております。

自由診療で美容医療を行っている診療所の数についてはこちら把握しておりませんが、このアンケート調査の中で、一部の都道府県からは、美容医療

での開設が増加傾向にあるといった報告が寄せられているところでございます。

○松沢成文君　すごい急増ぶりですが、次に、一般社団法人のクリニックが提供する自由診療の美容医療による消費者相談の件数と代表的な事例を御報告いただきたいと思います。

○政府参考人（尾原知明君）　お答え申し上げます。

全国各地の消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、美容医療サービスに関する相談件数は、二〇二三年度は約六千三百件、二〇二四年度は約三千五百件寄せられているところでございます。

具体的な相談事例としては、例えば、今すぐ施術が必要だと言われて高額の契約をしてしまったという契約トラブルや、施術を受けたところ、傷が残った、腫れたという身体トラブルなどが寄せられております。

なお、今御答弁させていただいたものにつきましては医療サービス全般に関するものになりまして、一般社団によるとと思われるものにつきましては、契約先の情報が明らかでない情報が多数含まれていることから、お答えすることは困難でございます。

○松沢成文君　大変な被害状況だと思います。

次に、安全チェックの課題について伺いたいんですが、一般社団法人のクリニックは、医師が代表を務める必要がある医療法人とは違って、誰でも経営に参入することができます。一般社団法人は登記すればいつでも設立が可能な上に、クリニックの開設後に事業内容を報告する義務もありません。このため、異業種のオーナーが参入して一般社団法人のクリニックが次々に設立される状況となっています。今や、収益を目指すなら一般社団法人が一番とも言われてしまっています。また、都市部を中心に急増する一般社団法人のクリニックでは、美容医療だけでなく、実は命に関わるがん治療や再生医療の分野にも参入していることも明らかになっています。

もちろん、一般社団法人の全てが悪い診療を行っていると言うつもりはありません。医師以外の様々な主体が医療産業に入ってくることによって、サービスの多様性が確保されるなどのメリットもあるのでしょう。しかし一方で、収益が重視される余り患者の安全性がないがしろにされ、制度上も一般

社団法人はチェックがされにくいとの問題があります。さらに、保険診療と違い、自由診療だと、医療機関と患者の合意だけで高額な支払が発生することがトラブルの原因となっていると思います。

さあ、そこで質問ですが、一般社団法人と自由診療の組合せが安全性をチェックできない構造をつくり出していると考えますが、厚労副大臣、どうお考えでしょう。

○副大臣（仁木博文君） お答えします。

まず、御説明というか、御質問の中にもありましたように、法人が、医療法人が病院、診療所を開設するときは、医療法に基づいて都道府県の開設許可が必要であり、その際、営利を目的とする場合には都道府県は開設を許可しないということができるとされております。

ところが、開設された、また、そして開設された病院、診療所については、非営利性に疑義が疑われた場合、法令違反が疑われる場合、運営が著しく適正を欠く疑いがある場合などには、都道府県等が医療機関に対して指導や立入検査を行うことができるものとなっています。

これらの医療機関に対する権限の規定は、医療法人や一般社団法人のいずれが開設主体であった場合でも共通であり、現在、このような規定に基づき都道府県等による指導等が行われるところであります。

法人の開設、この一般社団法人の開設に当たっては、医療法人とは異なり、登記のみによって設立することができるようになっておりまして、昨今、この開設事例が増加し、御指摘のあったように非営利性の観点で疑義が生じている状況があることから、現在、必要な制度見直しを検討しているところでございますし、また、こうした中で、そういった事案が生じておりますので、都道府県からは、今後、開設後の一般社団法人に対する定款、役員、資産等について行政の監視・監督機能が及ばないことから、事業報告書の届け等を求めることが必要であり、医療法人以外の法人が医療機関を開設する際の統一的な非営利性に関する基準が必要といった意見も出ているところでございます。

そして、その中で、現在、社会保障審議会医療部会においては一般社団法人の医療機関の非営利性の徹底に関しまして議論がされておりました、先日の意見案では、医療法人と同程度の確認が可能であるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めることや、非営利性の確認のポイントを示

すこと等の指摘をいただいているところでございまして、これらを踏まえまして、今後、必要な制度の見直し、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 済みません、私の次の質問までちょっと一緒に答えていただいた感はあるんですが、もう一度質問しますけど、この今副大臣御指摘のように、医療法人の監督官庁は都道府県で、定期的な報告義務はあります。しかし一方で、一般社団法人には、監督官庁も定期的な報告義務はありません。ただ、一般社団法人としてクリニックを設立する際には、医療法人同様、保健所の審査を受ける必要がありますが、形式的に必要な書類さえ整ってればほとんど実態を調べる必要はなく、許可せざるを得ないのが実態だと聞いています。また、審査の統一的なルールもなくて、保健所によって審査にばらつきがあるとも言われています。このように、保健所によるチェック体制も不十分で、悪意のある事業者を排除することができない仕組みに問題があるんじゃないでしょうか。

そして、患者からすれば、一般社団法人であろうが医療法人であろうが、医療を受けるという点では全く変わりはありません。自由診療で美容医療サービスを提供する一般社団法人に対しても医療法人と同等なチェックを行って、必要に応じて適切な行政指導を行わなければ被害はなくなならないというふうに考えますが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣（仁木博文君） 先ほど答弁したことの一部分と重複する内容になりますが、一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底についてということで、医療法では医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされておりますが、昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている、一般社団法人立の医療法人の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めるべきである、あわせて、自治体に対して非営利性の確認のポイントを示すべきである、こういったことが医療提供体制の総合的な改革に関する意見ということで社会保障審議会医療部会が出ております。

そういうことを考慮して見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要な対策を講じていこうというふうに考えているところで

ございます。

○松沢成文君 これ、非常に重要な点なので、社会保障審議会の方でも議論が始まっていると聞きましたが、しっかりと方向を打ち出していきたいなというふうに思います。

さあ次に、相談体制伺いたいんですが、こうした被害の多くに対して、患者が適切な公的相談窓口にアクセスできていない点も見過ぎせません。自由診療契約に関する問題については、保健所や医療安全支援センターにおいて対応することが難しい、被害者が各自治体に設置の消費生活センター等に対してスムーズにアクセスできていない可能性が考えられますが、どうでしょうか。現状認識と今後の対応について、伊東担当大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣（伊東良孝君） 消費生活センターにおきましては、契約に関する事業者とのトラブルなどの相談に対応し、助言やあっせんを行っているところであります。

消費生活センターという名前の認知度につきましては七割強である一方、その役割も含めて知っている割合は三割弱というところでもあります。また、全国共通番号の一八八、いややを知っている割合は三割強にとどまっているところでもあります。

認知度の向上に向けまして、イベントを通じた啓発活動や政府広報の活用、インターネットによる配信等、様々な機会を通じて周知に取り組んでいるところでもあります。また、消費生活センターの周知等を行う地方公共団体を地方消費者行政強化交付金により支援をしているところでもあります。

今後、あらゆる機会を捉えて、消費生活センターや消費者ホットライン一八八の周知に努めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 相談体制の充実、よろしく願いいたします。

さあ、ここから最大の問題に入りますけれども、この一般社団法人の美容医療クリニックの名義貸し問題について伺います。この問題も、医療の安全性をないがしろにし、消費者被害を増やす大きな原因となっていると考えます。

クリニックを開設するには、管理者となる医師が必要です。この管理医師は医療の安全を確保するため原則常勤で、ほかの医療機関で管理医師となっ

てはならないことが求められています。

一般社団法人クリニックの管理医師を調べたところ、ほかの医療機関に所属し、クリニックでの常勤が難しいと疑われるケースが多くあったと報道されています。

ある医師の資格を持った大学院生のこれ弁ですけれども、クリニックの開設に立ち会っただけですと、勤務は一回もしていませんと、週一回もしていませんと、医師免許がある大学院生を管理医師として仲介する業者がいると、名義貸しをしている人は非常に多いと、こう告白しちゃっているんですね。

それから、これはある医師の証言です。ただのアルバイトだったが、クリニックが分院展開を進めていく中で管理医師になってくれないかと頼まれたと、勤務は週一日のみで、名義貸しと言われても仕方がない、勤務先の病院の給料が安く、小遣い稼ぎのつもりだったと。これが実態なんですね。

さらに、大学院生などを美容クリニックにあっせんする仲介業者の存在を証言する医師もおりました。

既に管理医師の名義貸しが水面下で広がっている可能性があると考えますが、こうしたクリニックに勤務する医師の名義貸し問題の現状を政府はどのように認識していますか。また、医療への信用を失墜させる名義貸しは決して許されるべきではありません。医師法、医療法など関係法令を遵守することを医師側、医療機関側に強く求める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（仁木博文君） お答えします。

例えば、美容医療を行う診療所において管理者の名義貸しが行われている等の報道があることは承知いたしております。

医療法においては、病院、診療所には管理者を置くこととされておりますが、御指摘あったように、一応この管理者というのは原則常勤というものがあります。常勤医師が管理者になり得るという文言があります。この管理者には、従事者の監督や安全管理措置等の義務が課せられております。この義務を含めて関係法令の遵守状況を確認するため、都道府県等による報告聴取や立入検査を実施することとしております。

この点、御指摘のような名義貸しの貸し借りといった、管理者が義務を果たしていないという医療法上の規定に違反することが明らかとなった場合には、都道府県等による指導、措置命令等の対象となります。

その上で、美容医療の適切な実施に関する検討会における議論においては、遵守すべき法令関係、関係法令等が浸透していないという指摘あったところでもありますし、今後更に法令の適正な執行を図っていくため、改めてルールを周知するといった必要な取組も行ってまいりたいと考えております。

○松沢成文君 私はこれ完全に法令違反だと思いますので、医師側というか、医師会とか、例えば各医療機関ですよ、一般社団法人もありますけれども、これに強くこれは是正を求めていく、この指導を厚労省として行っていただきたいというふうに思います。

また、この名義貸し問題には、医師の厳しい労働環境から、自由診療でのクリニックで名義貸しをして収入を確保せざるを得ないという今の医師の実態も深く関係していると思います。

皆さん御承知のとおり、医師免許を取得後、専門医になるためには、二年の臨床研修、三年から五年の専門医としての専門研修を受ける必要があります。そして、専門性を高めるためには更に大学病院などで働くこととなりますが、過酷な勤務や責任の重さの割に待遇は厳しいという状況です。要するに、多くの医師が勤務する大学病院での報酬は割に合わないと考えているんですね。

大学病院の医師から始まって勤務医、それから開業医と進む医師が多いわけですが、重症患者など高度な医療を提供する大学病院ほど給与が低いということで、自由診療を選ぶ医師が増えているのが実態です。自由診療がほとんどの美容医療に進む若手医師は十年前の四倍になっている。名義貸しは許されることではありませんが、こうした違法行為をなくしていくためには、医療現場を支える医師の勤務環境の見直しを進めていくことが必須だと思いますが、いかがですか。

○副大臣（仁木博文君） 委員、重要な御指摘ありがとうございます。

医師の健康を守るとともに、安全で質の高い医療を国民の皆様方に提供していくためには、医師の勤務環境を改善すべく、働き方改革を推進することが重要であると認識しております。このため、各医療機関においては、これまで、医師の労働時間の現状を把握した上で、タスクシフト・シェアやICTの活用等により労働時間短縮に医療機関全体で取り組んでいただき、厚生労働省としても、こうした取組に対して、財政的な支援のほか、適切な労働



管理に関する助言や好事例の周知を実施してきたところでございますが、御指摘のように、大学の勤務医、これは本当におっしゃるような状況でございます。

ちなみに、私も新研修医制度が採用される前の医師で、医師になった者でございますけど、そのときはもっと悪い状況でありました、この処遇、給与ということに関しましてはですね。そういうのもあります。それは続けていきます。

こういった若手医師を含む医療分野における賃上げに向けて、この令和六年度の診療報酬改定における賃上げの措置に加えまして、今般の補正予算においても更なる賃上げの支援策を盛り込んだところでありまして、現場における更なる賃上げにつながるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 いや、副大臣も御経験者だということで、本当に大学病院の勤務医師、過酷ですから、どうかこれ改善してあげてください。

そして、先ほど副大臣からお話ありました、こうした問題に対応するために美容医療の適切な実施に関する検討会というのを立ち上げて、議論が進んで、さきの、先月の二十二日ですか、報告書をまとめました。

私も見ましたが、この医療機関が安全管理の実施状況などを例えば年一回、都道府県などに報告することなどが提言されていて、それなりの前進があるんですが、しかし、この検討会では、本日私が取り上げた一般社団法人の美容医療クリニックへの規制だとか、あるいは美容医療クリニックへの医師の名義貸し問題などについては、ほとんどというか、十分に議論されていないように見受けられます。

この二つの問題に対して政府は今後どのように対応していくつもりなのか、お聞かせください。

○副大臣（仁木博文君） これまで申してまいりましたけれども、美容医療に限らず、名義の貸し借りにより病院診療等の管理者の義務に対する違反に関するものは、義務違反に関する場合は違法となり、事案によっては都道府県による指導、立入検査等の対象となる中、引き続き都道府県等に適切な周知を図るなど、法律の適切な執行を図っていくこととしております。

また、一般社団法人による医療機関の開設事例の増加による非営利性の観

点での疑義については、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めること等を検討しております。これが繰り返してきたことでございます。

この今年の十一月に取りまとめた美容医療の適切な実施に関する検討会の内容も踏まえとありますが、当然、この消費者委員会でのこの議論ですね、先生が質問されてここで議論になったことも反映される、いわゆるこういった検討会のまた内容に盛り込まれるというか、その話題というか、そういう議論の対象となるべきだと私は考えております。

以上、必要な制度の見直しの議論を進めながら、これからも併せて一体的に取り組んでまいりたいと思っております。

○松沢成文君 検討会の委員の皆さんに、松沢という委員がうるさいこと言っていたぞってちゃんと報告しておいてくださいね。

これまで私が今日質問してきたように、美容医療サービスを提供する側に大きな問題がある一方で、この医療法の第一条の四には、医療を受ける者の責務というのが定められております。ちょっと読み上げますが、医療を受ける者は、自らの健康状態について医療提供者に正確に情報を伝えるとともに、当該医療提供者が行う説明を十分に理解し、必要な協力をするよう努めなければならないということです。医療提供者にもこういう義務があるということです。

この規定は患者側の努力義務を定めるものでありますが、このように医療提供者が行う説明を十分に患者が理解できるような体制を築くことが私は消費者庁の役割ではないかというふうに思っています。

美容医療クリニックによる被害の根絶と救済のために、消費者ホットライン、先ほども大臣からお話ありましたが、この体制を充実させるとともに、広報活動により一層努めていただきたいと考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（伊東良孝君） 消費者ホットライン一八八は全国共通の番号でありまして、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センター等につながる仕組みであります。

消費生活センターは、契約に関する事業者とのトラブルなどの相談に対応し、助言やあっせんなどを行っております。また、内容によりましては弁護

士など適切な専門の機関に取次ぎを行っているところでもあります。

消費者庁といたしましては、消費生活センターの対応力強化のため、国民生活センターによる美容医療の事例を取り上げた相談員向けの研修を実施するとともに、地方消費者行政強化交付金により専門家の活用を支援をしているところでもあります。また、消費者ホットライン一八八の認知度を高めるため、イベントを通じた啓発活動や政府広報の活用、インターネットによる配信等、あらゆる機会を捉えて周知に努めているところでもあります。

消費者庁としては、引き続き、消費者被害の防止に向けて、消費生活センターの対応力強化や消費者ホットラインの周知にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 是非とも、この美容医療問題、相当根の深い大きな消費者問題にもなっていると思いますので、政府を挙げての御対応をよろしく願いいたします。

もうあと一分しかありませんので、最後、たばこ問題、質問しようと思ったんですが、ちょっと要望にとどめたいと思います。

私も、この委員会でも、たばこの被害は最大の消費者問題であるということで何度も取り上げてきました。それで、例えばたばこの人体への影響だとか、加熱式たばこの健康影響とか安全性、今日も石川議員から質問がありました。あるいは、たばこの有害物表示、そして条約違反の宣伝活動、さらには今日も議論になった乳幼児の誤飲事故と、このたばこをめぐる問題、もう消費者行政と関係するところもたくさんあるわけですね。

それで、私は、これまで自分が所属する委員会でのJTの問題点を取り上げまして、実は財政金融委員会でも、この前は予算委員会でも質問をしました。そのたびに、JTの社長に参考人として出てきてほしいと、JTの立場を説明してほしいと言いながら、社長の日程が合わないだとか、あるいは委員会の方でも呼んだ前例がないとか、こうやって実現ができていないわけなんです。

今後、恐らくリモートでの参考人招致も参議院でも認められることになると思いますので、これはもう政府側に言うんじゃなくて、委員長、是非ともJTの社長をこの消費者特別委員会に呼んでいただきたいと。そして、与党の皆さんにも是非ともこれは、国民にとって必要なことなんでね、JTに考え方をただす、あるいは実態がどうなっているか質問する、これを来年の消

費者特別委員会で、先ほど石川委員からの方からも要望ありましたJTの社長の参考人招致を是非とも理事会で御検討いただきたく、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（石井章君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。前向きに協議します。